坂城都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中３・４・５号坂都５号線を次のように変更する。

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">名　称</th><th colspan="3">位　置</th><th>区域</th><th colspan="5">構　造</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>起点</th><th>終点</th><th>主な経過地</th><th>延長</th><th>構造形式</th><th>車線の数</th><th>幅員</th><th>地表式の区間における鉄道等との交差の構造</th></tr>
<tr><td rowspan="4">幹線街路</td><td>3・4・5</td><td>坂都5号線</td><td>坂城町
大字網掛
字村東</td><td>坂城町
大字中之条
字山崎</td><td>坂城町
大字中之条
字寺浦</td><td>約2,690m</td><td></td><td>2車線</td><td>18m</td><td></td><td rowspan="3">大字中之条字山崎地内で関越自動車道上越線に接続</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">構造形式の内訳</td><td>坂城町
大字網掛
字下河原</td><td>坂城町
大字中之条
字上伊勢宮</td><td></td><td>約440m</td><td>嵩上式</td><td></td><td>14m</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>約2,250m</td><td>地表式</td><td></td><td>14
～
18m</td><td>しなの鉄道と立体交差
幹線街路と平面交差３箇所
関越自動車道上越線と立体交差１箇所</td></tr>
</table>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　由

坂城町における円滑な都市交通を確保することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、沿道の土地利用や地形条件等を勘案し、道路の位置及び区域を変更するものである。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。